

令和4年度 愛知県市民後見推進事業 「市民後見普及啓発セミナー」



市民後見人養成研修と市町村によるサポート体制 ～市民後見人が活躍する地域をつくる～

- 1 市民後見人をめざす方に
- 2 市町村行政の方へ

特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」

センター長 住田 敦子



尾張東部圏域が取組む市民後見人推進事業

瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町 5市1町合計人口 **477,846人** (令和4年4月1日現在)

NPO法人 尾張東部権利擁護支援センター設置主体 (5市1町) 平成23年10月開設



監督人へ報告中のAさん



市民後見人として活動中のHさん



市民後見活動報告「くろこ」



①職員数 13人

- ・センター長 (専門相談員兼務)
- ・専門相談員 7人 (社会福祉士)
- ・事務員 5人 (支援員兼務)

②事業内容 平成31年4月～6市町の中核機関受託

広報・相談・人材育成・協議会運営等
平成23年～法人後見 (累計108名)
平成27年～市民後見の取組

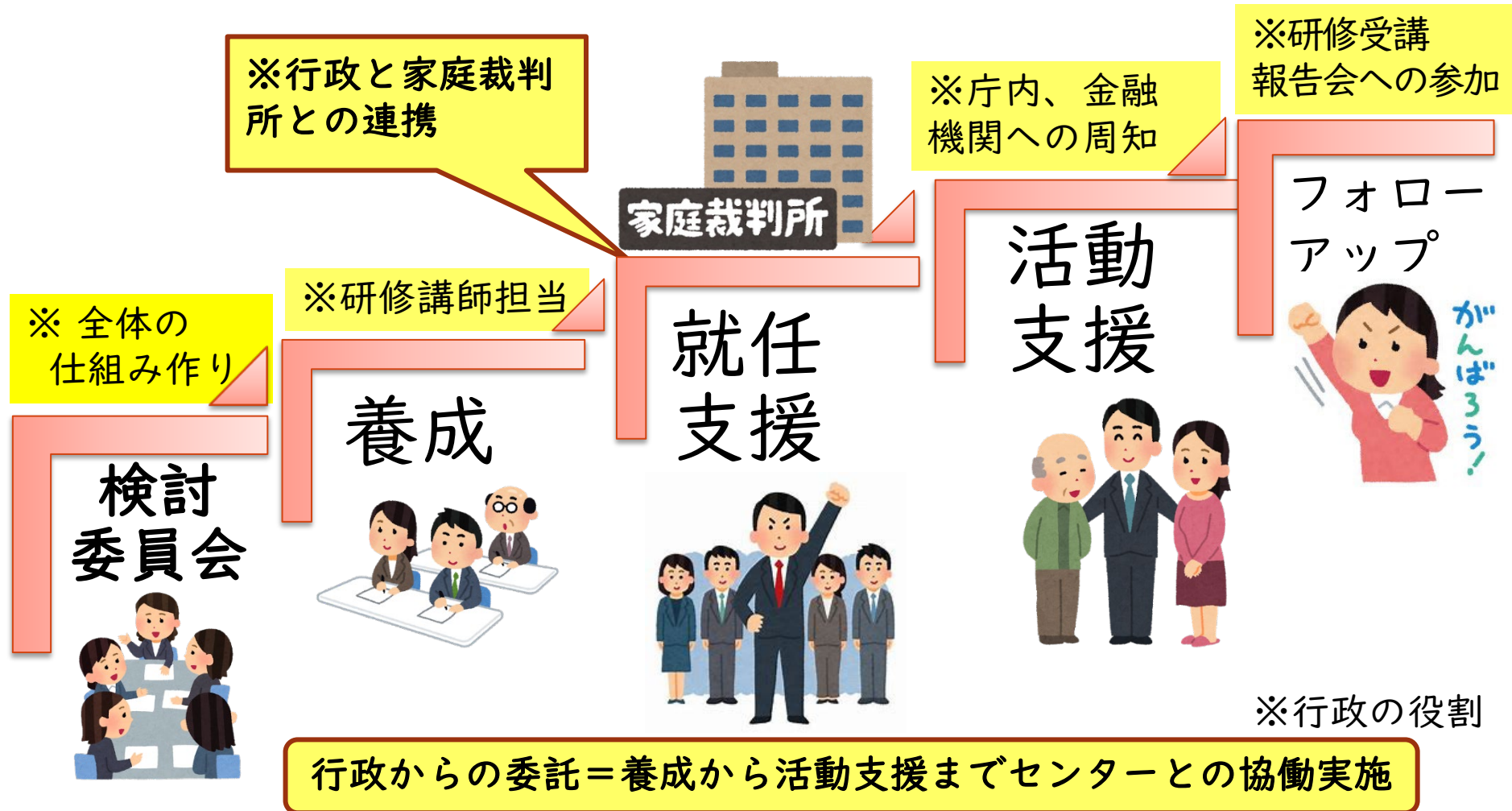
(受任実績累計30名)



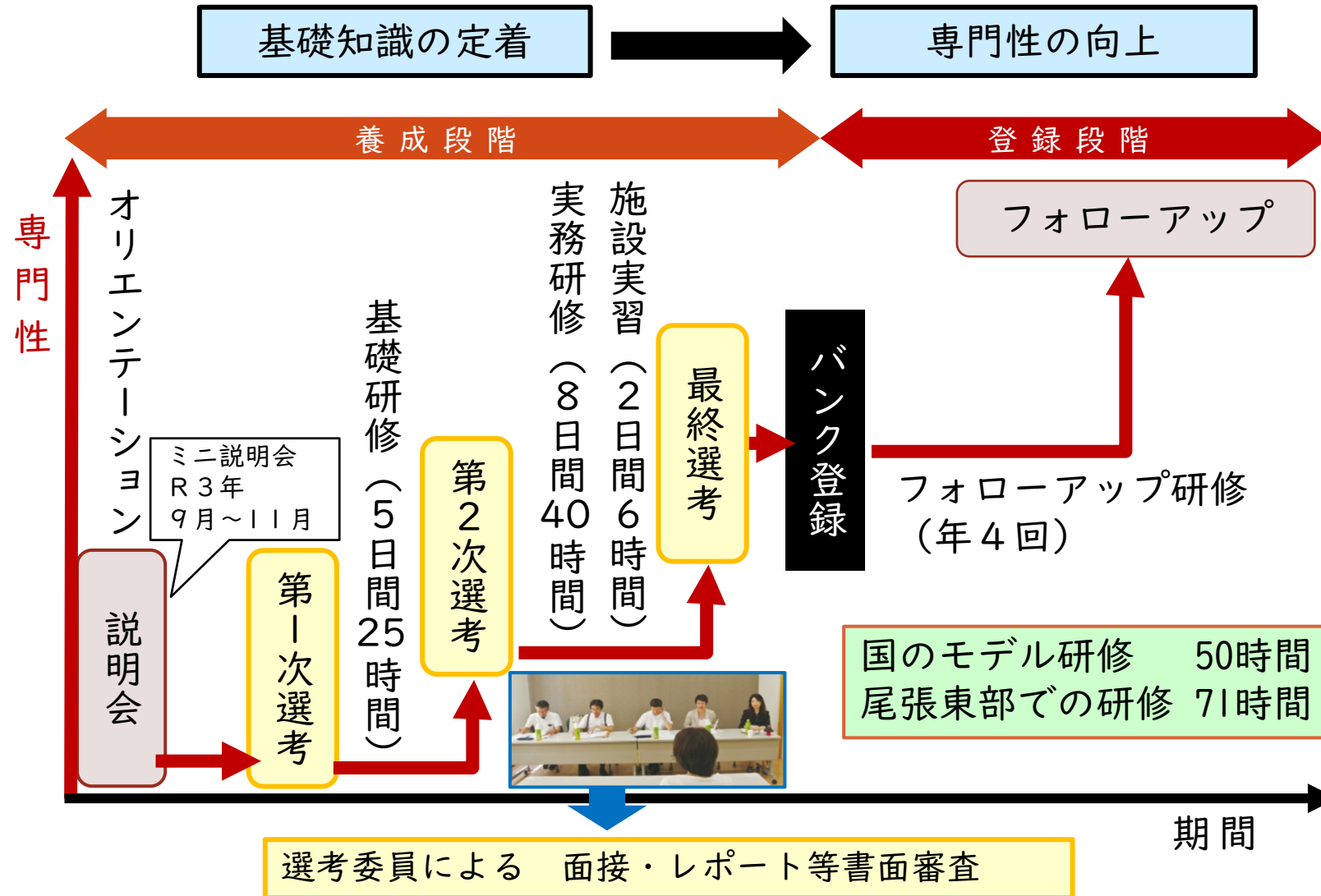
令和4年8月 第4期市民後見人バンク登録者が誕生

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	受任率 (%)
バンク登録者数	19	19	38	35	43	39	
※ 法人後見からのリレー累計	4	4	5	6	7	10	
※ 専門職からのリレー累計	0	0	0	0	0	2	
受任者累計	5	10	12	19	20	29	74.4%

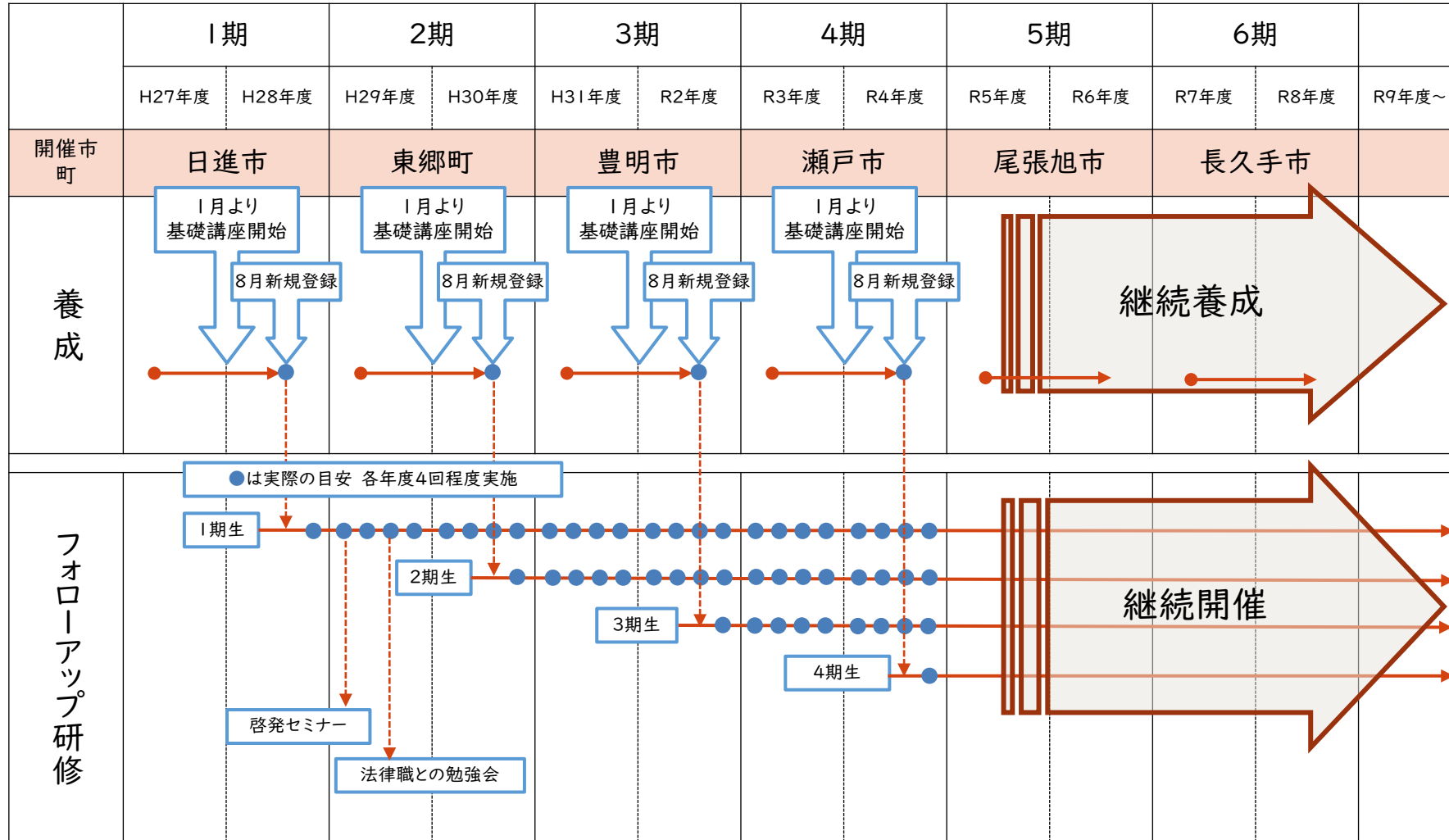
1-1 市民後見人養成と支援



1-2 市民後見人養成研修の流れ



1-3 市民後見人養成研修とフォローアップ 研修予定



1-4 尾張東部における市民後見活動のサポート

市民後見人は監督人であるセンターに3カ月に1度に来訪し以下の報告をします

①財産管理状況の報告・相談

収支状況と通帳・現金管理の状況確認

請求書や領収書の確認および金銭管理に関する相談



②身上保護についての報告・相談

サービス契約や入院、入所に関すること等

③監督人としてサポートしていること

- 入院時医師の説明等の同行支援等
- 死後事務のサポート・親族への連絡・相続不在時の手続き支援等
- 法的課題が生じた時のサポート
- 市民後見人自身の健康状態や家族の状況等による後見活動のサポート
- 24時間／365日 電話やメールによるサポート






—市民後見人自身が安心して活動できるサポート体制—

市民後見活動紹介（映像）



制作：尾張東部権利擁護支援センター・愛知淑徳大学コミュニティラボセンター（平成29年）
（旧名称）尾張東部成年後見センター

2-1 市民後見推進の効果

市民後見人の活動	<ul style="list-style-type: none">• 毎週1回の訪問により信頼関係が構築されやすい• 手紙・ハガキなど心のこもったアプローチ• 市民目線での観察による気づきからの支援• 関係者との連携がスムーズ、すぐに対応• 身上保護における意思決定支援への取組 
本人にとって	<ul style="list-style-type: none">• 毎週の訪問を楽しみに、作業のやる気が高まる（エンパワメント効果） 認知症高齢者の被後見人は、市民後見人が訪問すると ベットから起き上がり「〇〇さんが来た!」と喜ばれる• 地域生活の継続 外出など地域活動への参加（社会参加） 
施設等事業者にとって	<ul style="list-style-type: none">• 市民後見人は連絡がとりやすく一緒に本人のことを考える仲間• 専門職のように遠い存在でなく近い存在 → 安心 
福祉関係者にとって	<ul style="list-style-type: none">• 福祉専門職が自らの知識や経験のみで進めていく状況に、市民後見人による本人目線での意見から気づきが得られる• またその活動や姿勢から自らの支援を振返り、支援の向上に繋がる

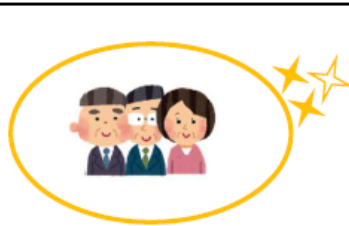
2-2 市民後見推進の課題と今後の方針

市民後見人の育成・活躍支援

○ 市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた地域住民（専門職や親族ではない）であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。

○ 第二期計画では、**地域共生社会の実現という観点も重視**して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

専門家会議での指摘



地域住民が、生活者の視線で、丁寧な身上保護・意思決定支援を行うことにより、地域住民である本人を支えている。このことによる本人へのエンパワメント効果がある。

市民後見人の活動そのものが、住民による地域課題解決の取り組みとなっている。



育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ない。

市民後見人養成に取り組んでいる市町村は22%（令和2.10.1）

市民後見人の育成支援とは

地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援



地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援

第二期計画案におけるポイント

- 地域共生社会の実現という観点も重視して推進
- 国は養成カリキュラムを見直しの検討。
国は、養成研修終了後、（選任されていないものの）**制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援**などを行っている人にふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策を検討。
- 都道府県・市町村は、カリキュラムの見直しや、**養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大**を行うしくみづくりを行う。
- 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働。
- 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援。

2-3 市民後見推進事業の全体像

検討委員会



養成



就任支援



活動支援

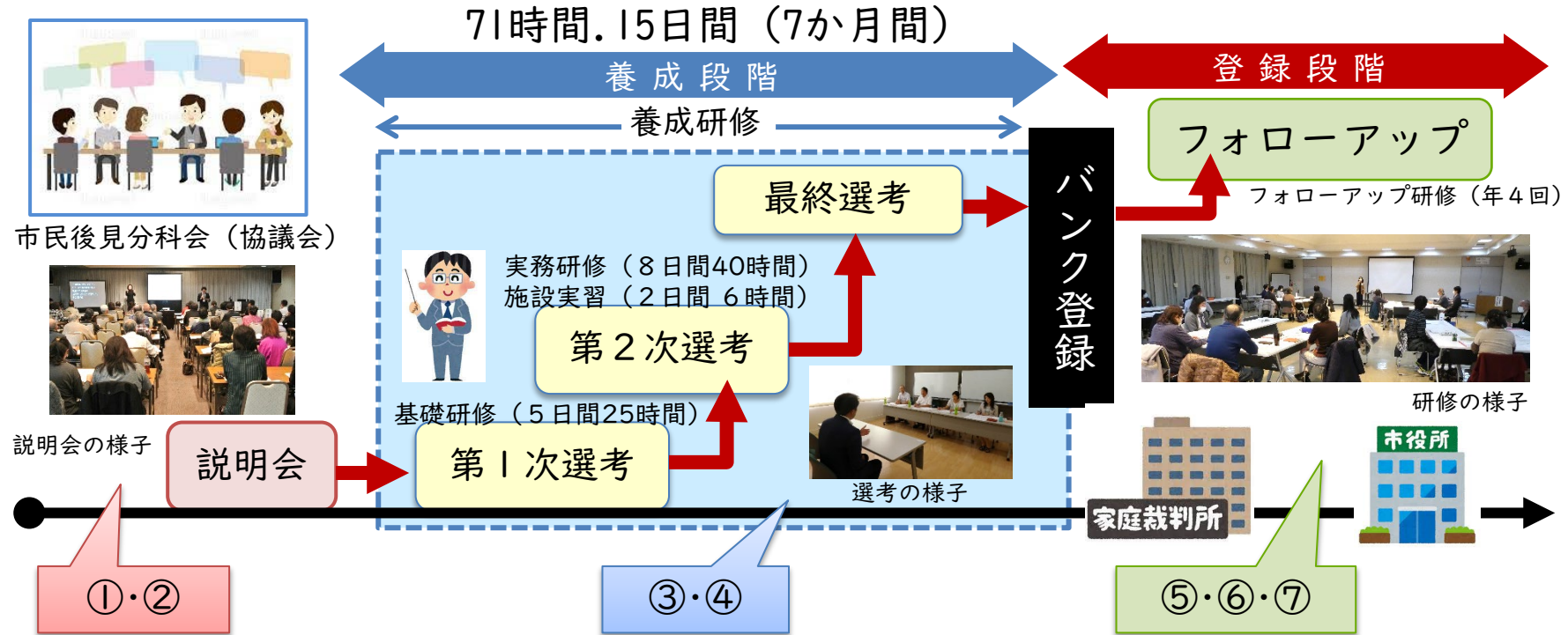


フォローアップ



	項目	内容	頻度
養成 研修中	検討委員会の設置運営	養成から活動支援までのスキームづくり・5年後の見直し 監督基準、バンク運用等の要綱等整備・家裁への相談報告	6回（開始時） 3回（見直し）
	広報啓発	各市町広報紙への掲載・新聞・ラジオ・ICT・金融機関チラシ設置	6か月前から
	養成研修説明会の開催	市民後見人の意義と役割説明（市民後見人自身による活動紹介含む）	5回
	養成研修の開催	71時間の出欠席や課題提出の管理・講師・資料等の準備	11日間+実習
	養成研修中の選考委員会	課題作成・評価・グループワーク評価・面接評価による総合評価方式	2回
	バンク登録オリエンテーション	研修修了証・バンク登録証の発行授与 活動手引きの説明配布	1回
活動 支援	受任調整委員会	市民後見人受任調整・事前マッチング	隔月
	活動中の相談対応等	身上保護・財産管理に関する事項（24時間対応）	随時
	監督人への定期報告	財産管理・身上保護の活動状況や市民後見人の心身状況の把握	3か月に1度
	フォローアップ研修	中核機関が開催する専門職向け研修会等の案内から選択	年4回
	更新選考委員会	バンク登録者3年に1度更新選考 課題・面接（健康状態等の把握）	3年毎
	市民後見交流会	行政・福祉職等との交流会により市民後見活動報告	年1回
	緊急入院時や死後事務の対応等	医療保護入院や医師との面談同席、 死後事務における親族への連絡、葬儀、納骨、相続人調査等	必要時
	保険加入や貸金庫の提供	活動保険加入、被後見人の通帳などの管理支援	活動時
市民後見活動報告書の発行	市民後見人活動状況の報告	年1回	

2-4 市町村の役割（協働）



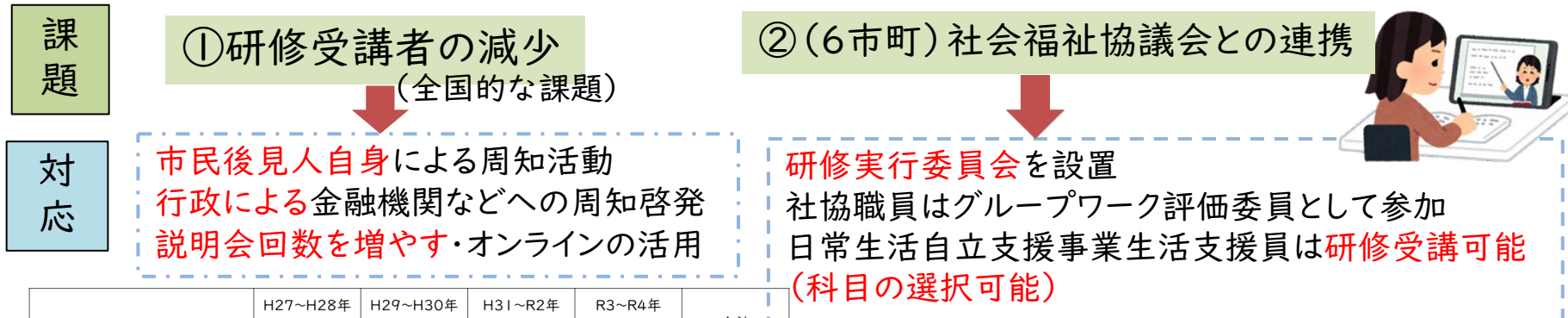
①協議会の中に市民後見分科会を設置 委員：6市町担当課長・学識経験者・弁護士等の専門職等20名
②説明会等準備：広報啓発 会場手配 当日準備および挨拶・社会福祉協議会への協力依頼

③養成研修中：会場手配・当日受付等の準備協力・研修講師
④選考分科会：書類審査・面接審査の委員（第2次選考・最終選考）

⑤受任調整分科会：適切な事案の検討・候補者の適格性についての審議
⑥活動支援：家庭裁判所への市民後見人の推薦・庁内連携により各窓口での後見事務対応
⑦活動報告会：行政が参加することで実際の市民後見活動を理解する
市民後見人の意識や姿勢、市民後見活動による地域への効果を理解して周知に繋げる

2-6 広域行政で取組むメリットと課題

事業規模	6市町47万人を対象とした事業
予算・異動	6市町で按分 職員が異動しても体制が維持される
研修開催地	6市町の持ち回り開催により近隣市町の住民が参加しやすい
開催地の行政	開催地の行政は6市町の主担当として、説明会や研修開始時、修了時の課長挨拶、会場手配や確保、研修講師（行政サービス等の科目）を担当する
活動範囲	市町をまたぐことができる
協議会設置	協議会内に市民後見分科会を設置、専門職や学識経験者による委員確保
家庭裁判との連携	広域にける仕組みの理解と協力
事業効果	圏域全体（6市町）で市民後見が推進・地域の権利擁護意識が醸成



	H27~H28年	H29~H30年	H31~R2年	R3~R4年	合計	
	第1期	第2期	第3期	第4期		
オリエンテーション参加者数	96	98	40	70	304	75%増
養成研修受講者数	34	25	13	23	95	77%増
バンク登録者数	19	19	8	20	66	150%増
受任件数	12	17	3	今期スタート	32	

尾張東部における市民後見推進事業8年間の取組から

市民後見人
自身による
意識の変化



地域を見る目の変化

- ボランティアの存在など、地域を見る意識が変わった
- 隣に暮らす高齢者世帯に声をかけるようになった

主体的活動の取組

- 市民後見人が自ら仲間を増やす活動に主体的に取り組む
例:養成研修説明会のチラシ配布や知人などへの声掛け
会場準備の手伝いや、自らの体験を語る場への参加協力
- 民生委員から市民後見人ではなく、市民後見人が民生委員を引き受ける意識の変化

地域にとって
行政・中核機関
にとって

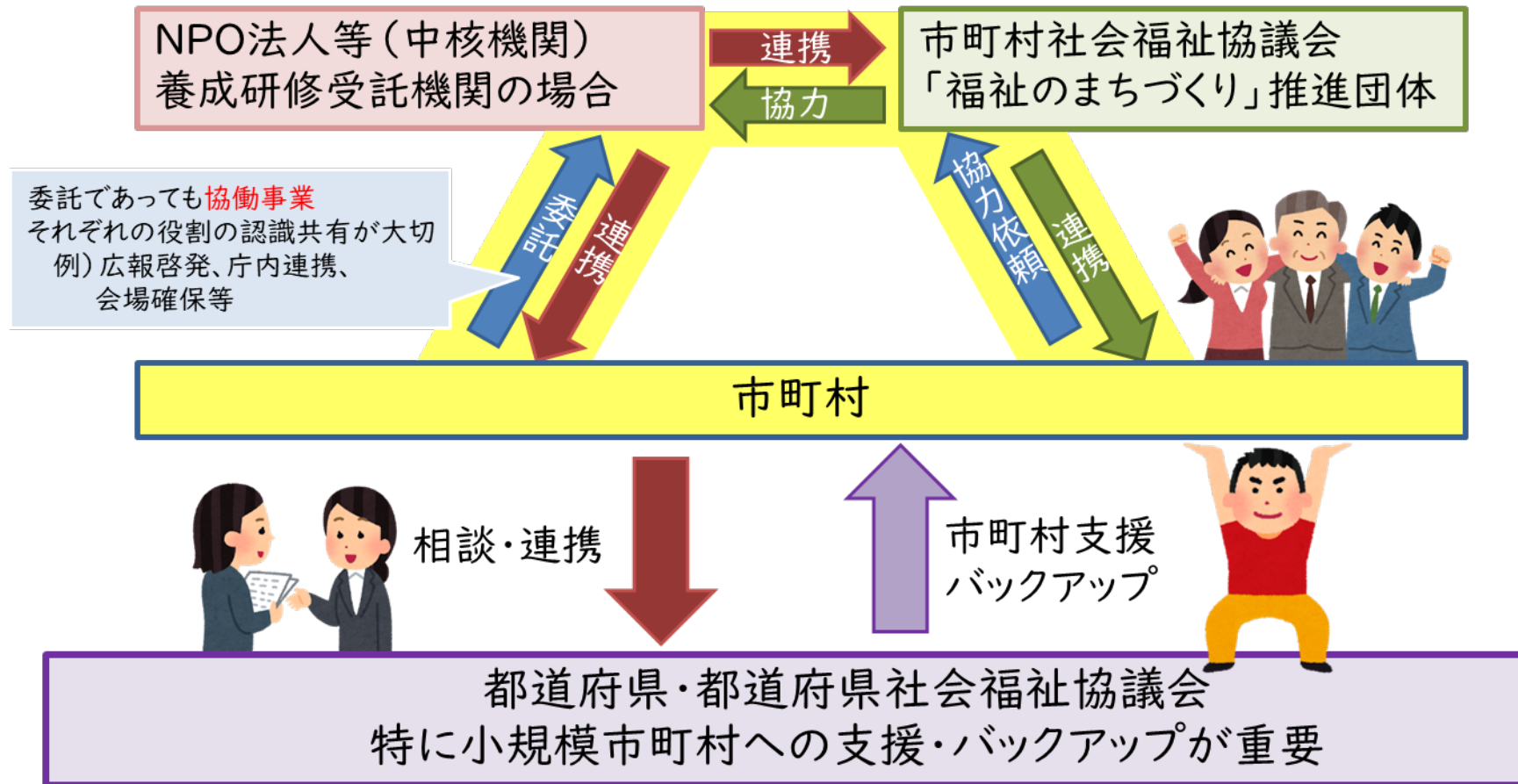


地域の権利擁護意識の醸成

- 地域での支え合い活動が推進される(地域課題解決への取組)
- 市民後見人の存在のそのものが成年後見のPRとなり、地域住民にとって成年後見制度が身近なものとなる
- 現役世代が参加することで、市民後見活動がしやすい職場環境への改善、意識改革が進む
- 市民後見推進事業の取組により中核機関の機能が充実するとともに地域連携ネットワークの整備拡充に繋がる
- ○市課長挨拶「この地域で市民後見人が活動していることを誇りに思います」

市民後見を地域で推進するために

養成から活動支援まで長期に渡り事業規模が大きく
小規模自治体への支援が重要



例 都道府県等による養成研修の実施
広域連携や仕組み作りのための支援
家庭裁判所との連携支援